

3-2 自然共生社会の推進

生物多様性豊かで健全な自然環境が保たれ、そこで育まれる多様な生物がもたらす恵みを次世代にわたって享受し続けることができる自然共生社会の実現に向け、「生物多様性の保護、保全、回復」「自然を活用した社会課題の解決」「生物多様性保全につながる事業活動等の推進」について官民の枠を越えて多様な主体が連携し、施策を推進します。

3-2-1 本県の現状

(1) 生物多様性を育む健全な自然環境

本県は、紀伊山地の山々や、貴重な地形・地質が数多く見られ総延長約 650 km にもなる複雑な海岸線、紀の川をはじめとする大小の河川に支えられた豊かな水環境等、全国に誇れる豊かな自然環境を有しています。

県土の約 76%を占める森林は「紀州材」をはじめとした林産物を供給するだけでなく、水源涵養や二酸化炭素の吸収、土砂災害防止等、多面的な公益的機能を有します。本県には 7つの主要河川と多くの小河川があり、森林で生成された栄養塩類はこれらの河川を通じて

生物多様性の面では、オオダイガハラサンショウウオやナンキセダカコブヤハズカミキリ等の紀伊半島に特有な生物が息する貴重な生態系が育まれています。



図 37. 森里川海の連環（環境省 里海ネット (<https://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/05.html>) より)

また、県内には総区域面積が 60,296 ha に及ぶ 2 つの国立公園と 2 つの国定公園、12 の県立自然公園が存在し、貴重な自然環境が守られています。

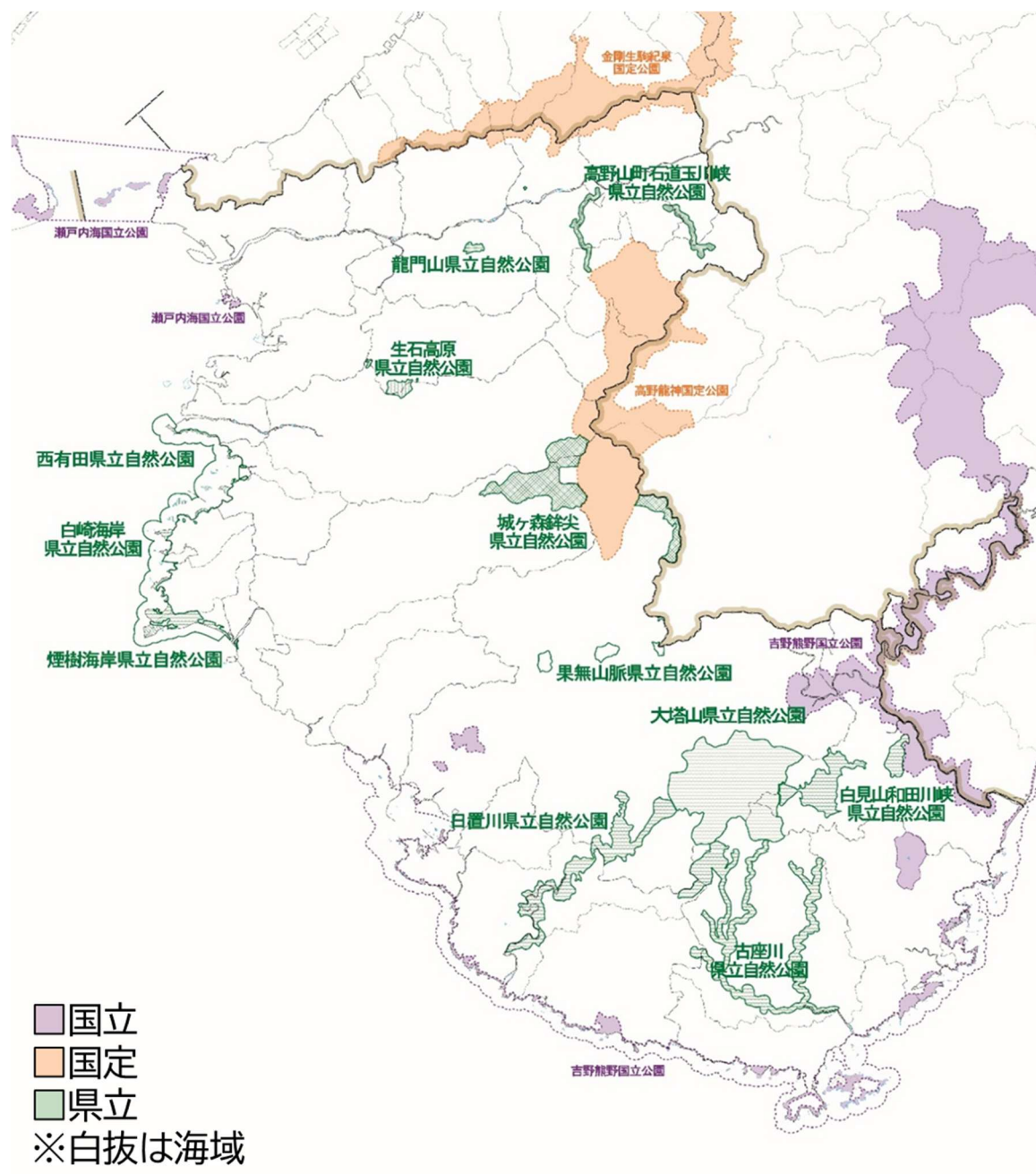


図 39. 県内の自然公園（令和 7 年版環境白書より改変）

ジオパークや自然公園等では、貴重な自然を適切に活用し、民間の各主体とともに公園事業を実施することで、自然環境の保全と地域の活性化を両立する取組を推進しています。

さらに、醤油や紀州備長炭等、農林水産物を材料とする特産品の生産や、サイクリングやキャンプといった自然環境への没入を求めるニーズに応える自然体験型施設の増加により、自然共生と経済活動の両立が図られています。

また、木材利用に当たっては「企業の森」制度を活用し、スギ・ヒノキの伐採後に民間企業による広葉樹等の植栽活動を促進することで、針葉樹と広葉樹が入り混じる豊かな森林を育て、その公益的機能の回復を目指しています。

(3) 自然と共生するまちづくりの状況

都市部の河川や沿岸域は、水質の改善や親水空間の整備が進み、再び豊かな生活空間の一部としての役割を果たしています。一方で、近年では気候変動に伴い、豪雨や台風等による水害、高潮、といった自然災害の激甚化・頻発化や、津波への対策が必要となっています。

こうしたことから、地域資源の貯留機能を活かしつつ流域の関係者が連携して取り組む「流域治水」への転換が進められます。流域治水の一環として実施される取組には、防災・減災のみならず、生物多様性保全にも資するものがあります。例えば、ため池は雨水を一時的に貯留することで洪水リスクの軽減に寄与するとともに、貴重な水生生物の生息環境にもなっており、本県では「田辺市から日高郡のため池群」等が「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」として環境省に選定されています。そのため、ため池の改修・整備は生物多様性保全の観点でも重要な取組と言えます。

また、沿岸地域においては、海岸林やサンゴの保全が沿岸災害の被害低減につながる可能性が示されています。これらの事例を含め、自然環境の保全が県民の安全・安心の確保にも貢献することを示す知見が蓄積されつつあります。



図 40. 流域治水のイメージ

(国土交通省 web サイト (<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/index.html>) より)

また、自然環境に配慮した公共工事の促進や、「和歌山県景観条例」に基づく地域景観への配慮の浸透により、自然環境と調和したまちづくりが行われています。

3-2-2 課題

(1) 生物多様性を育む健全な自然環境の保護、保全、回復

本県の自然環境は、開発をはじめとする人間の活動や、人口減少及び超少子高齢化、気候変動等により、常に危機にさらされています。

例えば環境問題への対応においても、気候変動対策としての再生可能エネルギー導入が地域の自然環境を損なう一因となる等、施策の両立が困難となる場面がみられます。

人口減少と超少子高齢化による里地里山の衰退も深刻であり、人が手を加えることで保たれてきた地域の生物多様性の喪失に繋がっています。また、里地里山の荒廃は野生鳥獣と人間との緩衝地帯を失わせることにもなり、野生鳥獣が市街地近くまで生息域を拡大し、農作物等に深刻な被害を与えるほか、人身被害の危険性も高まっています。

また、人間の活動により持ち込まれた外来生物の生息域拡大も問題で、生物多様性のみならず、農林水産資源や自然景観等の地域資源に深刻な被害をもたらす可能性があります。

さらに、人間の活動に起因する気候変動は、地域の生態系や、農林水産業をはじめとした人間の活動に着実に悪影響を与えています。

こうした事象から本県の生物多様性を保護保全し、失われた生物多様性を回復させることが非常に必要です。

(2) 自然を活用したまちづくりと社会課題の解決

文化や伝統、技術においても、人口減少と超少子高齢化に伴う継承者不足のために、観光資源となりうる特産物や自然資源が失われる可能性が高まっています。また、自然公園施設等の老朽化が進み利便性が低下する等、様々な分野で良好な自然環境を維持することが困難になりつつあります。

また、こうした課題を解決する鍵となる、生物多様性に対する県民の認知度が低いという課題もあります。

2025（令和7）年度に実施した環境に関する県民意識調査によると、生物多様性という言葉「聞いたことがない」と回答した人が31.2%、「聞いたことがあるが、意味を知らない」と回答した人が43.3%であり、7割以上の人々が生物多様性について十分に理解していないという結果になりました。

自然を活用して社会課題を解決していくには、県民一人ひとりが生物多様性を含む自然環境を自分事として自覚し、自然環境に配慮した行動を自然に実践できるよう、認識を深めていく必要があります。

(3) 自然環境保全と経済活動の両立から統合的向上へ

再生可能エネルギーの普及や経済活動の活性化を図る上で避けられない開発行為によって、本県の有する貴重な自然環境が失われる事例が発生しています。無秩序な開発や規制の対象とならない小規模開発、環境配慮が不十分な再生可能エネルギー施設等の立地、あるいは河川護岸工事等の災害対策上重要なものであっても、開発行為は生態系に影響を与えるものです。そのため、生態系の機能を損なわないよう、住民の生活の質の向上と自然環境の保全を両立させた取組が求められます。また、自然に根差した生産活動を行う農林水産業においては、化学農薬等の多用が自然環境に影響を与えるおそれがあるため生物多様性に配慮した事業活動が望まれます。さらに、経済活動においては、生物多様性の保全をリスクではなくチャンスと捉え、持続可能な経営のため生物多様性・自然資本への配慮と事業活動への統合が望まれます。

3-2-3 望ましい姿

- 多様な主体により生物多様性が保全され、生態系・種・遺伝子のレベルで多様な生物が生息し、健全な自然生態系が保たれている。
- 伝統知や自然観の継承、自然を活かした事業活動、生物多様性の質の向上を通して、和歌山県の美しい自然環境と、そこで育まれる生態系や多様な文化が保全され、次世代にわたって自然の恵みを享受している。
- エコツーリズム等、自然の恵みを活かした地域振興が図られるとともに、生態系の機能を活かした防災・減災の仕組みが整備されている。
- 生物多様性保全の取組が社会の主流であるという認識が共有されるとともに、自然と共生する仕組みやビジネス等が定着している。
- 生物多様性保全が自分事化され、生活や社会活動の中で生態系への配慮が浸透するとともに、人材育成や都市との交流が進み、保全活動の裾野が広がっている。

3-2-4 具体的な取組の展開

(1) 生物多様性を育む健全な自然環境の保護、保全、回復

「第2次生物多様性和歌山戦略」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進していきます。

ネイチャーポジティブの実現のため重要となる30by30目標の達成に向け、県が率先して行動し、県所有の新紀州御留林を「自然共生サイト」及びOECM^{※16}として登録します。さらに、成果を積極的に普及啓発することで民間団体や事業者の参画を促します。

また、貴重な自然林を開発する行為については、環境影響評価制度などを通じて事業の見直しを求めるなど厳格に対応します。

※16 Other Effective area-based Conservation Measures の略で、「保護地域以外の生物多様性保全に資する区域」を意味する。

今後、ますます野生鳥獣との軋轢は増していくと考えられます。農林業や人々の生活に被害をもたらすイノシシ、シカ、サル、ツキノワグマについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき捕獲を実施し、適切な個体数を維持するように努めます。鳥獣による被害が深刻な地域については、鳥獣保護法に基づき指定している鳥獣保護区の縮小も検討していきます。

また、野生鳥獣における高病原性鳥インフルエンザ等の感染症についても、ワンヘルス^{※17}の観点から監視を継続します。

外来生物対策としては、本県の主要産業に影響の大きな生物種に対し重点的に防除費用の予算措置を行うなど対策を強め、被害拡大を抑制するために積極的な防除対策に努めるとともに、必要に応じ2018（平成30）年度に作成した「和歌山県の外来種リスト」の更新を行います。

希少な野生動植物については和歌山県レッドデータブックの改訂や天然記念物指定を行い、その貴重性を知らしめるとともに、個体及び生息・生育空間の適切な保護を図ります。

(2) 自然を活用した社会課題の解決

人口減少による地域衰退や地球温暖化にともなう気候変動等の社会課題について、自然を活用した解決を目指し、自然を適切に維持管理することで地域振興や防災・減災等に役立つ取組を進めます。

自然公園については、自然公園法や条例に基づく建築物の建造や木竹の伐採等の規制により適切な保護管理を行いつつ、積極的な利活用を推進します。これまで保護されてきた自然の魅力を最大限に活用するために、老朽化が進む自然公園施設の計画的な整備や、民間の力を活用した公園事業の実施等、自然公園の利活用の促進施策を実施します。

南紀熊野ジオパークの世界認定に向けた取組を促進するとともに、エコツーリズムの普及や地域の魅力を効果的に発信するローカルガイド人材の育成、確保等を推進することで、自然を活かした地域活性化を促進します。

特に、観光人口や交流人口を中心に地域の活性化を進める際には、オーバーツーリズムの課題を踏まえ、自然の恵みを適切に享受できる利用の方向性を重視します。また、ジオパークセンターを活用し、指導員の指導も併せて環境教育に取り組むことで、自然環境への理解と関心を深める取組を進めます。

さらに、次代を担う子供たちが生物多様性を意識した行動を自然に実践できるよう、ネイチャー・キャンプ^{※18}等の体験学習を通じて、自然保全や共生への意識を高めるとともに、人材育成や関係人口の増加に向けた施策を推進します。



図 41. ネイチャー・キャンプの様子

※17 人間と動物、環境は繋がりが、影響しあっているという考え方で、インフルエンザをはじめとした人獣共通感染症を予防する観点からも重要

※18 本県の自然を将来にわたり保全していく人材を発掘・育成することを目的として県が実施する自然学習会。小学校4年生から中学校3年生までを対象とする。

気候変動の影響により水害や土砂災害の激甚化と頻発化が進む中、グリーンインフラ等を活用した流域治水の本格的な実践を推進し、自然と調和した防災・減災対策を進めます。

営農型太陽光発電や既存公共施設の屋上等を活用した再生可能エネルギーの導入により、過剰な開発を避け、景観にも配慮した再生可能エネルギーの普及に努めます。

市街地においては、都市計画法に基づく風致地区の指定や都市公園の整備等により、緑化や親水空間の設置を推進するとともに、市街地の空洞化を抑制するため、各市町における都市計画に関する基本方針や立地適正化計画の策定を促進し、市街地郊外での無秩序な開発の抑制につなげます。

(3) 生物多様性保全に繋がる事業活動の推進

生物多様性保全に繋がる事業活動として、農林水産業における生物多様性保全を推進します。生産の場面での環境負荷低減に加え、加工・流通や消費における工夫を行うなど生物多様性の保全を意識したサプライチェーンの構築を積極的に進めます。

経済活動においては、自然資本に配慮した経営を進めるメリットを示す情報発信を行います。農林水産物同様、生物多様性に配慮した商品・サービスが消費者に選択される仕組みの充実、商品の生産段階や家庭から排出されるごみや排水への対策強化など生産と消費の双方からアプローチします。